

5年生 米粉を用いたクレープ作り(11/30)

5年生は、壬生野まちづくり協議会の産業振興部会の方とJA いがふるさとさんとの連携事業として、今年、米作りに取り組んできました。そうした取組の一環として、今回は、9月に自分たちで収穫した米からつくられた米粉を使って、クレープを作って食べました。当日も、産業振興部会の方やJA いがふるさとの方にお手伝いいただきました。

子どもたちは、米粉に砂糖と卵と牛乳を入れ、よくかき混ぜた後、一人一人、フライパンでクレープの生地を焼きました。その後、焼き上がった生地に、バナナを乗せ、さらにホイップクリームやチョコソースをかけ、最後に紙で巻いて仕上げました。できあがったクレープを食べた子どもたちは、「モチモチしていて、甘くておいしい。」と言って食べていました。

最後に、自分たちで収穫した米(白米)を入れてもらった米袋をいただき、一人一人、家に持ち帰りました。

今年、初めての取組であったため、これで一連の学習は終わりとなりましたが、5年生ということ踏まえると、流通の学習や、米の消費拡大のための取組、食糧自給率の問題、後継者問題を含め日本の農業の現状とこれからの日本の農業のあり方を考えるなど、もっともっと学習を広め、深めることができる「生きた学習教材」であると思っています。

壬生野まちづくり協議会の産業振興部会のみなさん、またJA いがふるさとのみなさん、貴重な学習の機会を与えていただき、ありがとうございました。



短い時間の場合も、必ず、「白線と白線の間」に駐車してください。

駐車場の入口付近の少し広いところに何台もの車が駐車してあるため、歩行していた児童が自動車と接触しそうになったという出来事があったり、「車の出入りに支障がある。」というご意見をいただいたりしました。

そこで、駐車場内では、入口付近ではなく、必ず、「白線と白線の間」に駐車していただきますようよろしくお願いいたします。

3学期からの通学団の出発時刻の調整をします。
7時50分から8時10分に到着するよう出発時刻の調整をします。

子どもたちの登校の様子を見て、次のようなことが気になっています。

- ・「早く登校したい」「早く遊びたい」、また、「みんなが歩くのが遅い」「他の通学団の子とおしゃべりをしたい」といった理由から、通学団を離れ、先々歩いて登校してしまつ子どもがおり、集団での登校ができておらず、大変危険な通学団がいくつもある。
- ・学校への到着時刻が早い子どもがおり、けがやトラブルに対応できないことが何回かあった。

そこで、通学団が学校に到着する時刻が「7時50分から8時10分」になるよう、各通学団の出発時刻の調整し、3学期の始業式の日から実施していくことにしました。今回は、出発時刻を変更する通学団もあれば、従来通りの時刻の通学団もあります。いずれの場合も、2学期末の通学団集会では、3学期からの出発時刻を書いた文書を子どもたちに渡しますので、ご家庭でもご確認、ご協力をお願いします。

これまでもお伝えしているとおり、本校は、「徒歩での登校」が基本です。やむを得ず、車で送ってこられる場合も、できるだけ上記の時刻にあわせていただきますようよろしくお願いいたします。

「自転車安全利用五則」(令和4年11月1日改定)

先日も、希望ヶ丘地区内の通学路において、自転車と車がぶつかるという交通事故があったようです。

令和4年11月1日に改定された「自転車安全利用五則」では、自転車に乗る場合は、年齢関係なく、「ヘルメットの着用」に努めなくてはならない」という条文が盛り込まれました。

お子さんは、自転車に乗るときに、ヘルメットをかぶっているでしょうか。学校でも、冬休みを前に、再度、「自転車安全利用五則」をはじめとする交通ルールの指導は行いますので、「子どもたちの命を守る交通ルール」を絶対に守るよう、指導の徹底をお願いします。

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

普通自転車の運転者が歩道を通ることができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき。
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通ることがやむを得ないと認められるとき。

●一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

●信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

●無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

●自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

●事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

